

平成 2 5 年川俣町議会第 2 回定例会会議録

平成 2 5 年川俣町議会第 2 回定例会は、3 月 7 日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番	村 上 源 吉 君	2 番	高 橋 道 弘 君	3 番	高橋真一郎君
4 番	鳴 原 利 光 君	5 番	高 橋 道 也 君	6 番	菅 野 清 一 君
7 番	菅野意美子君	8 番	新 関 善 三 君	9 番	菅 野 正 彦 君
1 1 番	五十嵐謙吉君	1 2 番	高野善兵衛君	1 3 番	石 河 清 君
1 4 番	遠 藤 宗 弘 君	1 5 番	斎 藤 博 美 君	1 6 番	佐藤喜三郎君

2. 不応招議員は、次のとおりである。

1 0 番 黒 沢 敏 雄 君

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 川 道 郎 君	副 町 長	永 田 嗣 昭 君
総 務 課 長	高 橋 清 美 君	企画財政課長	菅 野 浩 市 郎 君
町民税務課長	高 橋 良 之 君	会 計 管 理 者	佐 藤 修 一 君
保健福祉課長	佐 藤 真 寿 夫 君	建設水道課長	佐 藤 賢 助 君
原子力災害対策課長	沢 口 進 君	産 業 課 長	沢 井 一 雄 君
教 育 委 員 長	佐 藤 捷 善 君	教 育 長	神 田 紀 君
教 育 次 長	仲 江 泰 宏 君	生涯学習課長	松 本 康 弘 君
総務課長補佐	大 内 彰 君	監 査 委 員	斎 藤 庸 夫 君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 光 正	書 記	橋 本 文 雄
		書 記	菅 野 春 華

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第 1 号 例月出納検査結果報告について

報告第 1 号 寄附採納報告

平成 25 年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置について
(審議採決)

議案第 4 号 小島地区第 1 仮置場造成工事請負契約の一部変更について (審議採決)

議案第 5 号 町道小神秋山線道路災害復旧工事請負契約の締結について (審議採決)

議案第 6 号 町道小手秋山線道路災害復旧工事請負契約の締結について (審議採決)

議案第 7 号 川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (説明)

議案第 8 号 川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (説明)

議案第 9 号 川俣町町道の構造の技術的基準を定める条例 (説明)

議案第 10 号 川俣町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例 (説明)

議案第 11 号 川俣町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例 (説明)

議案第 12 号 川俣町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例 (説明)

議案第 13 号 川俣町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 (説明)

議案第 14 号 川俣町町営住宅等の整備基準を定める条例 (説明)

議案第 15 号 川俣町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 (説明)

議案第 16 号 職員の再任用に関する条例 (説明)

議案第 17 号 一般職の任期付職員の採用に関する条例 (説明)

議案第 18 号 川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (説明)

議案第 19 号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 20 号 川俣町都市下水道条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 21 号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 22 号 町道路線の認定及び変更について (説明)

議案第 23 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 24 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 25 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (説明)

議案第 26 号 平成 24 年度川俣町一般会計補正予算 (第 9 号) (説明)

議案第 27 号 平成 24 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (説明)

- 議案第 28 号 平成 24 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 29 号 平成 24 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
（説明）
- 議案第 30 号 平成 25 年度川俣町一般会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 31 号 平成 25 年度川俣町国民健康保険特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 32 号 平成 25 年度川俣町介護保険特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 33 号 平成 25 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 34 号 平成 25 年度川俣町水道事業会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 35 号 平成 25 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 36 号 平成 25 年度川俣町奨学資金特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 37 号 平成 25 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算
（説明・質疑・付託）
- 議案第 38 号 平成 25 年度川俣町小島財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 39 号 平成 25 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 40 号 平成 25 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 41 号 平成 25 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 42 号 平成 25 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は１５人です。定足数に達しておりますので、平成２５年第２回川俣町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。（午前１０時４０分）

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第１１８条の規定により、議長において１１番議員 五十嵐謙吉君、
１２番議員 高野善兵衛君を指名いたします。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） ここで上程議案に一部精査の必要が生じたので、暫時休
議いたします。（午前１０時４１分）

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午前１１時３０分）

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告願います。
石河議会運営委員長。

- 議会運営委員長（石河清君） 議会運営委員長の石河でございます。

本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る３月１日に議会運営委員会を開
催し、協議した結果、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期は、本日から２５日までの１９日間といたします。

審議日程であります。第１日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願、陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の結果報告、寄附採納報告を受けます。その後、予算審査特別委員会の設置について、審議採決、契約の締結など３件についての審議採決を行い、一般議案１９件、平成２４年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の補正予算４件について提案内容の説明を受けます。次に、平成２５年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、簡易水道特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成特別会計、各財産区特別会計の当初予算以上１３件について、提案内容の説明と質疑を行い、その後、予算審査特別委員会に付託し、午後４時３０分頃散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いしたいと思っております。第２日目の８日、金曜日は議案調査のため休会といたします。第３日目の９日は土曜日、第４日目の１０日は日曜日のため休会といたします。第５日目の１１日、月曜日は午前１０時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後５時頃散会の予定であります。なお、一般質問は５名の方を予定しております。第６日目の１２日、火曜日は午前１０時に本会議を開議し、１１日に引き続き一般質問を行います。なお、一般質問は５名の方を予定しております。第７日目の１３日、水曜日

は午後１時から本会議を開議し、平成２４年度補正予算４件について質疑、討論、採決を行います。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第８日目の１４日、木曜日は、各常任委員会を開催していただき、前日に引き続き付託案件等の審査をお願いいたします。第９日目の１５日、金曜日は、午前１０時から予算審査特別委員会を開催していただき、平成２５年度当初予算について審査をお願いいたします。第１０日目の１６日、土曜日、第１１日目の１７日は日曜日のため休会といたします。第１２日目の１８日、月曜日は午前１０時から予算審査特別委員会を開催していただき、平成２５年度当初予算について、審査をお願いいたします。第１３日目の１９日、火曜日は午後１時から予算審査特別委員会を開催していただき、前日に引き続き平成２５年度当初予算について、審査をお願いいたします。第１４日目の２０日、水曜日は祝日のため、休会といたします。第１５日目の２１日、木曜日は午前１０時から予算審査特別委員会を開催していただき、平成２５年度当初予算について、審査をお願いいたします。第１６日目の２２日、金曜日は午後１時から予算審査特別委員会を開催していただき、前日に引き続き平成２５年度当初予算について、審査をお願いいたします。第１７日目の２３日は、土曜日、第１８日目の２４日は、日曜日のため休会といたします。本定例会最終日であります第１９日目の２５日、月曜日は午前９時から議会運営委員会等を開催し、午前１０時から議会全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後１時に開議し、各常任委員長から請願、陳情の審査結果及び付託議案の審査結果について報告を受けた後、一般議案１９件の質疑、討論、採決、平成２５年度当初予算１３件の討論、採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらをすべて議了して、午後５時頃閉会の予定であります。

以上のとおり決定いたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたしまして報告といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま委員長から報告がありました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、１９日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第３，本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第４，町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。本日ここに、平成２５年第２回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜り、心からお礼を申し上げます。

はじめに、本定例会に提出することとしております平成２４年度補正予算及び平

成 25 年度当初予算の内容において精査していない部分がございます、議会開会後、中断をしてしまいましたことにつきまして、お詫びを申し上げる次第であります。今後、このようなことのないよう取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたくお詫びを申し上げる次第であります。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が 1 件、議案は、一般議案は 39 件で、内訳といたしまして工事請負契約関係議案が 3 件、町道路線関係が 1 件、地域主権一括法にかかる議案が 12 件、職員等にかかる議案が 6 件、補正予算が 4 件、平成 25 年度一般会計など当初予算が 13 件でございます。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、原発事故発生以来、まもなく 2 年目を迎えようとしている中、これまでの東日本大震災に関する対応について申し上げます。

はじめに、第 2 回原発事故被災町民大会について申し上げます。去る 3 月 3 日、中央公民館大ホールにおきまして、町民の皆様方など約 500 人の参加の下、原発事故の早期収束と全町民に対する損害賠償などを求める第 2 回原発事故被災町民大会を町と町議会共催で開催することができました。大会におきまして、町の復興に対する共通理解を深め、徹底した除染による町民の安心、安全な生活の確保のため、決議文を採択した後、議長とともに国、東電へ決議文を手渡しいたしました。最後に、参加者全員でがんばろう三唱を行い、町民の心を一つにして、この難局を乗り越える決意を新たにいたしましたところでございます。この第 2 回目の町民大会が前回同様、議会との共催により、更に充実した大会として開催できましたことに心から御礼を申し上げます。今後は、本大会において発表されました町民代表の復興へ向けた熱い思いや、参加者全員で確認した 5 項目の決議をしっかりと受け止め、復旧、復興に全力を傾注してまいりたいと考えております。講演会では、川俣町の美しい自然と伝統を守り、将来に希望の持てる社会生活環境の回復のため、東日本大震災復興構想会議委員も務められました仙台大学の高成田享教授からご教示を賜りました。町の復興にかかる対応策等についても、町議会と一体となって進めてまいりますので、議員各位には一層のご指導とご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、除染事業について申し上げます。環境省が直接除染を行う山木屋地区の除染事業につきましては、1 月 11 日に入札公告され、2 月 28 日に開札が行われました。3 月上旬に受注者を決定することとなっており、その後、準備作業を経て 4 月を目途に本格除染が始まり、平成 25 年度中には住宅、建物など 2,444 棟をはじめ、道路や住宅近傍森林、農地など、11 行政区すべての生活圏除染が行われる予定となっております。また、山木屋地区を除く地区の除染につきましては、今年度、飯坂地区から小綱木地区までの 5 地区を実施しておりますが、2 月末現在の進捗率は、除染実施済箇所数が 980 か所、率にして 53.3%でございます。平成 25 年度に実施する秋山地区から旧町内までにつきましては、現在、モニタリング調査を経て、順次除染の同意を進めておりますが、除染同意箇所数は 1,276 か所、率にして 23.6%でございます。平成 24 年度に発注いたしました 5 地区

の除染事業につきましては、例年以上の降雪量と厳寒等の天候不順等により事業が遅れ、繰り越し事業を設定し、国、県道の除染を含めて6月末ごろの完了を予定しております。除染は、放射性物質を取り除き、遮断することで、追加被ばく線量を減らし、安全、安心な生活環境を回復するための最重要な事業であります。特に除染に伴う除去土壌等の仮置場が必要であり、仮置場の確保のため、住民皆様の理解を得るため、行政区や自治会をはじめ、議員の皆様にも特段のご指導、ご支援をいただき、おかげさまで各地区の仮置場の確保が進んでいるところでございます。これからも仮置場をしっかりと確保して除染事業を進めてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご支援、ご協力のほどをお願い申し上げる次第であります。

次に、農地除染に関しましてですが、山木屋地区の農地除染につきましては、平成24年度事業では4行政区を、平成25年度事業では7行政区の農地除染を行うこととなっております。また、山木屋地区を除く農地の除染事業につきましては、福島県農林地等除染基本方針農用地編に基づいた川俣町農地除染基本方針により、水田については春と秋の作業、畑地については3作までを基本に、いわゆる川俣方式で実施をしてまいりました。実績報告につきましては、1月15日から2月17日まで受付を行い、関係書類が整った方から委託料の支払いの手続きを進めております。なお、3月中にはすべての方々の実績報告書の整理を完了し、支払いを進めることとしております。

次に、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査について申し上げます。ホールボディカウンターによる内部被ばく検査につきましては、平成23年7月9日、千葉市にある放射線医学総合研究所における検査依頼、東海村の日本原子力研究開発機構、町保健センター、平田中央病院、あづま脳神経外科病院において4,134人が受検をいたしました。1月10日からライオンズ国際協会からの寄贈をいただきましたホールボディカウンターを済生会春日診療所に設置し、川俣中学校生徒を皮切りに町内における検診をスタートさせたところでございます。この測定器は、立ったまま2分間程度で測定するタイプのもので、セシウム134で160ベクレル、セシウム137で190ベクレルと、低い検出限界値で測定できるのが特徴であります。飲食などを通じて、日常的に放射性物質が体内に取り込まれることによる被ばく検査は大変重要でありますので、年1回は町民の皆さんに受検できるよう、ホールボディカウンター受検票を作成し、都合の良い日に測定できるよう取り組んでいるところでございます。

次に、災害公営住宅関係について申し上げます。昨年9月に町が取得いたしました川俣精錬跡地の活用にあたって、原子力災害による被災者の居住の安定を図ることを目的に、災害公営住宅の整備に取り組んでおります。現在、解体工事設計委託業者による解体設計業務を進めておりますが、通常の建物以外にも浄化槽施設や付属機器、地下水槽、煙突などの構築物や土壌調査結果による土壌の入れ替え等も考えられるため、解体工事及び敷地造成に当たりましては、関係機関等ともよく十分に協議を行いながら進めていく必要があるものと考えております。

それでは、はじめに、議案第30号の平成25年度一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。平成25年度の国の予算編成に当たっては、平成24年度において、東日本大震災からの復興事業や政策効果の発言等により、回復の動きが見られましたが、世界経済の減速等を背景に、輸出や生産の減少など、景気の弱い動きに対し、政府は日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づく諸施策の推進等により、国内需要主導で回復が進むとしております。また、財政事情については、主要先進国中、最悪で極めて深刻な状況である中、2月28日の第5回経済財政諮問会議において、平成25年度の基礎的財政収支の赤字額が33.9兆円に拡大することを明らかにし、経済再生と財政健全化の両立を実現するための道筋を具現化していくこととしており、平成25年度予算編成に当たっては、復興、防災対策、成長による富の創出、暮らしの安全、地域活性化の3分野を重点化するとの方針に基づき、日本経済再生への実現に向けた取組みに重点的な配分を行うとともに、財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を目指すとしております。また、県においては、復興計画に基づく一日も早い復興再生への実現とともに、大震災及び原子力災害後に深刻化が懸念される人口減少や高齢化問題の対応のため、必要な事業に最優先かつ重点的に予算配分を行うとしております。更に国、県とも厳しい財政状況にあるため、これまで執行した事業の効果をしっかり検証しつつ、歳入歳出ともあらゆる万策を講じて財源を確保することとしております。このような状況を踏まえ、本町の平成25年度当初予算の編成に当たっては、東日本大震災からの復旧、復興、再生を重点課題として取り組むことといたしまして、脱原発の考えの下に基づく再生可能エネルギーの導入をはじめ、長期避難者、生活拠点形成交付金や原災避難区域等帰還再生加速事業等における国の平成24年度補正予算及び平成25年度予算の活用、川俣羽二重に代表される川俣ブランド復活の取り組みなど、これらの事業に取り組んでいくため、必要な財源の確保が大変重要となっております。事業の推進に当たっては、第5次川俣町振興計画を基本としつつ、復興計画及び除染実施計画に基づき防災拠点ともなる学校施設等への太陽光発電設備の設置、川俣のブランドイメージの回復に向けたシルクブランドショップ開設支援事業、住宅宅地等の生活圏を含めた面的な除染対策事業の実施、空間、農産物、井戸水等のモニタリング事業、ホールボディカウンターによる内部被ばくや検査、全世帯への空間等線量計の配布、親子のびのびリフレッシュ事業などの実施により、全町民の健康不安対策を優先的に進めながら、誰もが安心して暮らせる環境の整備を図っていくこととしております。また、自治体に対する原子力損害賠償につきましては、東電に対し、2回にわたり請求を行ってきております。現段階では具体的に賠償が見込めない状況にありますが、原発事故との因果関係が明らかでありますので、今後とも国及び東電に対し、確実な賠償を行うよう強く要望してまいりたいと考えております。

平成25年度の一般会計の概要につきまして、はじめに、国の平成25年度一般会計予算案の規模は、約92兆6,000億円となり、当初予算としては過去最大

となりました。景気対策として、公共事業関係費を4年ぶりに増やす一方、地方公務員の給与の削減や生活保護基準水準を引き下げるとしております。

次に、県の一般会計予算の総額は、1兆7,319億7,000万円となり、過去最大となっておりますが、復興へ向け、地域経済の活性化と子育て支援を通じた人口流出対策を柱としています。このような状況下で、平成23年度決算における本町の財政状況は、財政の健全化を示す指標である経常収支比率は86.9%と、いまだ高い数値となっております。また、公債比率6.5%、債務負担行為等を含む実質公債比率8.7%と、ともに改善されておりますが、毎年度の予算編成において、その財源に財政調整基金の取り崩しで対応している状況が続いております。平成25年度の町の予算状況は、義務的経費も人件費や扶助費が増加となっており、今後においても経済を巡る不確実性などにより、経済、雇用情勢の回復が見込めない中、税収増も見込めないと推察され、また、地方交付税のうち、普通交付税は減額されていくことが予測されることにより、町財政を取り巻く環境は先行き不透明な状況にあると考えられます。以上のような財政状況を踏まえ、見込み得る限りの財源を見込み、地域の活性化と住民福祉の向上を図るため、更には東日本大震災からの復旧、復興を前年度に引き続き最優先課題としながら、第5次振興計画の将来像を実現すべく、諸政策を重点的かつ的確に推進していくこととし、一般会計予算総額は、対前年比13.8%、34億2,100万円減となる214億1,600万円といたしました。予算編成に当たりましては、大部分を占める除染経費を本年度も計上いたしますとともに、食品の放射能検査を強化する取り組みも進めてまいりたいと考えております。また、子どもなどの健康管理のため、内部被ばく検査や親子のびのびリフレッシュ事業についても拡充し、実施することとしております。更に、再生可能エネルギー導入として幼稚園、小学校、中学校それぞれ1校に、太陽光発電システム整備等を設置するための予算についても必要額を措置したところであります。

それでは、歳入歳出の主なものについて申し上げます。町税につきましては、個人、法人合わせ前年度比531万円、1.3%の減となっております。個人町民税、軽自動車税については、原子力災害による山木屋地区の減免などにより、個人町民税が前年度に比べ985万8,000円、2.7%の減、軽自動車税が317万5,000円、8.6%の減、固定資産税は総額で4億3,660万2,000円、前年度比では5.2%の減となっておりますが、これは原子力災害の影響を24年度評価替えに反映したことによりです。また、地方交付税につきましては、地方交付税のうち普通交付税は全国平均の伸び率を2.2%の減と示され、加えて平成22年度の国勢調査による人口の減少などを考慮し、前年度の交付実績額から5%減額として見込み、23億112万2,000円を計上しております。特別交付税についても見込額を普通交付税と同じく5%減額と見込み、1億6,150万円を計上しております。なお、震災特別交付金は、今年度についても交付されるものと見込み、地方税の減少分と中長期職員の派遣分として1億700万円を計上しております。歳出では、総務費は新庁舎建設事業費、参議院選挙費、旧川俣精練解体工事費など

のほか、除染対策事業として羽田、秋山、小神、鶴沢、旧町内を対象に行うこととしているほか、個人線量計を全戸に配布する予算についても確保し、164億5,654万7,000円を計上したところであります。民生費は15億4,934万2,000円で、前年度と比較して2,600万3,000円、1.7%の増であります。介護訓練等給付費、障がい児通所給付費、介護保険特別会計操出金、保育所運営業務費などが増額となっているためであります。衛生費は5億9,801万1,000円で、前年度と比較して1億1,004万7,000円、15.5%の減となりましたが、主な要因は、伊達地方衛生処理組合負担金、親子のびのびリフレッシュ事業委託金などが増額となっておりますが、災害廃棄物処理分委託料、倒壊家屋等解体工事請負費などの減額によるものであります。農林水産業費は2億2,224万1,000円で、前年度と比較して34億7,534万4,000円の大幅減となっておりますが、主な要因としては、農地等除染業務委託料として、前年度未実施分の農地等の除染に要する経費は計上しておりますが、対前年比では28億1,617万8,000円の減額によるものでございます。商工費は2億1,260万7,000円で、前年度と比較して1,446万6,000円、6.4%の減となっておりますが、主な要因は、土地開発公社の償還終了により、工業団地造成事業特別会計への操出金が減額となったためであります。土木費は3億1,138万5,000円で、前年度と比較して6,018万3,000円、16.2%の減となっておりますが、主な要因は、橋梁長寿命化作成委託料の減や町道整備において、石橋・北山入線、米子田2号線の事業終了によるものでございます。消防費は4億7,639万3,000円で、前年度と比較して3,351万1,000円、6.6%の減となりましたが、主な要因は震災による住宅、宅地の被害や井戸の修繕工事に対する補助金について、前年度完了できない分を計上しておりますが、総額では宅地関連災害復旧補助金など3,800万円の減額となっているためであります。教育費は8億3,773万5,000円で、前年度と比較して7,894万6,000円、10.4%の増となっておりますが、主な要因は、再生可能エネルギーの導入事業として太陽光発電システムを災害発生時の防災拠点ともなる富田幼稚園、福田小学校、川俣中学校に設置するための費用や小中学校の理科教育設備等備品購入などの増額によるものであります。また、中央公民館空調改修工事費やハッピースクール事業などにも予算措置したことによるものであります。災害復旧事業費では、地震被害のあった山木屋小学校の敷地、建物の復旧工事費を計上しております。また、全体項目として、平成16年度に昨年行った各種委員の報酬などを復元することとしたため、必要額を措置したところであります。大地震と原発事故による放射能汚染の東日本大震災から一刻も早く脱却するために、復旧、復興に全力を傾注してまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

それでは、主な提出議案について説明申し上げます。

議案第4号、小島地区第1仮置場造成工事請負契約の一部変更については、議会の議決に関する契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工

事請負契約の一部変更により、工事請負契約が5,000万円を超えることとなったため、議決を求めるものでございます。

議案第5号、町道小神秋山線道路災害復旧工事請負契約の締結について、議案第6号、町道小手秋山線道路災害復旧工事請負契約の締結については、予定価格がいずれも5,000万円を超えるため、議会の議決に関する契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

議案第7号から第15号までは、地域主権一括法が、平成23年5月2日に公布されたことにより、各関係法が改正され、法令に基づく基準等を定め、制定する条例でございます。

議案第16号、職員の再任用に関する条例は、平成25年度より段階的に行われる報酬比例部分にかかる退職共済年金の支給開始年齢引き上げに伴い、雇用と年金の接続に資するため、退職職員の再任用を行うための各種規定を制定するものでございます。

議案第17号、一般職の任期付職員の採用に関する条例は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散に伴い、除染等の本格的な復旧、復興事業をはじめとした一定期間の増大が見込まれる各種の災害対策業務に対応するため、任期付で職員の採用を行うための規定を制定するものでございます。

議案第18号、川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の給与や勤務時間、勤務条件や懲戒処分の状況など、人事行政の運営等の状況の公表に関して、必要な事項を定めるものでございます。

議案第19号から第21号までは、地域主権一括法が平成23年5月2日に公布されたことにより各関係法が改正され、法令に基づく基準等を定め、一部改正する条例でございます。

議案第22号、町道路線の認定及び変更については、道路法第8条及び第10条の規定により、町道路線の認定及び変更を要するものについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員のうち、非常勤のものに支給する報酬について、その額の改正及び一部追加を行うものでございます。

議案第24号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、職員の再任用に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することに伴い、再任用職員及び任期付職員の給与の取扱いを定めるための改正を行うものでございます。

議案第25号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、職員の再任用に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することに伴い、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間や休暇等

を定めるための改正を行うものでございます。

次に、補正予算について説明申し上げます。

議案第26号、平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6,688万1,000円を減額し、予算の総額を253億7,495万7,000円とするものでございます。本補正予算は、主に事業費の確定等によるものや緊急を要するもの、不用額の減額などの補正でございますが、歳入では保育園保護者負担金、災害対策寄附金、土木施設災害復旧事業債などが増額となっておりますが、おじまふるさと交流館施設使用料、合宿所宿泊使用料などの減額により、使用料及び手数料では総額で262万7,000円の減額、国庫支出金については、介護訓練等給付費国庫負担金、公立学校施設災害復旧費国庫負担金、社会資本整備交付金などが増額となっておりますが、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金などの減額により1億5,313万8,000円の減額。県支出金についても緊急雇用創出基金事業費補助金、保険基盤安定負担金、放課後子ども教室推進事業委託金などの減額により総額で4,901万8,000円の減額となっております。歳出では、放課後子ども教室推進事業安全管理員等スタッフ報酬、地域安全パトロール事業費日々雇用職員賃金、モニタリング事業費、放射線量低減化対策特別緊急事業費などの減額により物件費では5,646万3,000円の減額、扶助費については介護訓練等給付費は増額となっておりますが、避難児童生徒就学援助事業費、子ども手当支給事業費などの減額により244万7,000円の減額、補助費等については、災害派遣職員負担金、宅地関連災害復旧事業補助金、地方バス路線維持対策事業補助金などの減額により総額で2,870万5,000円の減額、普通建設事業費では、旧福島県繊維工業試験場解体工事費、災害廃棄物処分委託料、河川等維持補修工事費などは減額となっておりますが、西方・飯野線、小神秋山線の道路改良工事費は、4,501万7,000円の増額で、総額では173万2,000円の減額、繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金が増額となっておりますが、介護保険特別会計繰出金、国民健康保険事業費特別会計繰出金が増額となり総額で1,567万5,000円の減額となっております。また、ふれあい福祉基金については、交付税で措置された額まで戻すこととしたため、積立金4,364万8,000円を増額しております。財源については、歳入歳出の不足額9,462万3,000円を財政調整基金から繰り入れて措置をいたしております。

議案第27号、平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、事業勘定の既定の予算額から歳入歳出それぞれ299万4,000円を減額し、予算の総額を18億169万5,000円とするものでございます。歳入では、療養費等国庫負担金で3,877万4,000円の減額。国庫支出金で災害臨時特例補助金546万3,000円の減額。歳出では、保険給付費で一般被保険者療養給付費1,000万円の減額、退職被保険者等療養給付費160万円の増額などがございます。

議案第28号、平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ4,989万5,000円を減額し、予算の総額を16億6,494万4,000円とするものでございます。歳入では、国庫負担金で介護給付負担金過年度分確定により849万2,000円、県支出金で1,342万9,000円の減額。歳出では、保険給付費5,191万9,000円の減額でございます。

議案第29号、平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ179万3,000円を追加し、予算の総額を1億6,093万5,000円とするものでございます。歳入では、後期高齢者医療保険料の確定見込みにより140万円の増額。歳出では、保険料納付金等の確定見込みにより、広域連合納付金178万3,000円の増額などとしております。

次に、平成25年度特別会計予算について申し上げます。

議案第31号、平成25年度川俣町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。事業勘定予算について、歳入歳出予算総額を17億4,325万4,000円と定めるものでございます。前年度当初予算比では、額にして4,112万円、率にして1%の減となったところでございます。主な歳入では、国民健康保険税は、現年課税分で4億2,620万8,000円、国庫支出金は4億7,201万4,000円、前期高齢者交付金は3億4,480万1,000円、共同事業交付金は1億3,571万円、また一般会計繰入金は1億5,193万8,000円でございます。主な歳出では、保険給付費は11億5,366万9,000円、後期高齢者支援金は2億571万4,000円、共同事業拠出金が2億967万8,000円となっております。また、保険事業費は2,125万7,000円となっております。施設勘定予算は、山木屋診療所を休診していることから、施設の修繕費と火災保険料のみの計上となっております。

議案第32号、平成25年度川俣町介護保険特別会計予算について申し上げます。介護保険制度は、平成12年度に制度が施行され、13年が経過する中で、要介護認定者の増加に伴いサービス給付費も増加の一途をたどっており、平成24年度からの第5期介護保険事業計画に基づき、歳入歳出予算総額を17億6,435万4,000円と定めるものでございます。主な歳入では、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から26年度までの3年間の中期財政期間として定める第1号被保険者にかかる介護保険料は、現年度分で2億1,144万円としております。また、給付費の負担割合に基づき、国庫支出金から5億7,482万3,000円、支払基金交付金が4億6,813万9,000円、一般会計繰入金は2億5,948万4,000円でございます。主な歳出では、保険給付費が16億2,686万円、前年度比額にして6,631万4,000円、率にして4.2%の増となったところでございます。

議案第33号、平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。後期高齢者医療制度は、平成20年度に制度が施行され、5年目となりま

す。広域連合で算出した平成24年度療養給付見込みによる負担金及び保険料納付金等を計上し、歳入歳出予算総額を1億6,090万5,000円と定めるものでございます。主な歳入では、保険料が9,195万7,000円、うち特別徴収保険料6,970万9,000円、普通徴収保険料2,224万8,000円、一般会計繰入金が5,272万8,000円となっております。主な歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が1億5,379万2,000円、前年度比額にして433万3,000円の減となったところでございます。

議案第34号、平成25年度川俣町水道事業会計予算について申し上げます。業務の予定量につきましては、給水戸数が3,913戸、年間有収水量を99万1,500立方メートルと定め、前年度に比べ給水戸数が118件、水道料が2万9,000立米の増となりました。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益2億6,252万7,000円、水道事業費用2億3,875万7,000円であり、支出の主なものは、配水池清掃委託料、受水費などでございます。また、資本的収支につきましては、収入が6,174万1,000円、資本的支出は1億7,282万6,000円で、支出の主なものは、原水汚濁計更新工事、配水管布設替え工事などでございます。

議案第35号、平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を984万4,000円と定めるものでございます。業務予定量は、給水戸数が177戸、有収水量が4万7,400立米、1日平均有収水量が170立米でございます。歳入の主なものは、水道使用料945万7,000円、消火栓管理料6万4,000円などでございます。歳出の主なものは、水道事業会計繰出金456万2,000円、川俣町簡易水道施設整備基金積立金143万3,000円などでございます。

議案第36号、平成25年度川俣町奨学資金特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を2,658万2,000円と定めるものでございます。歳入の主なものは、配当金241万8,000円、貸付金償還収入1,098万4,000円、繰入金1,317万6,000円などでございます。歳出の主なものは、貸付金1,298万4,000円、基金積立金1,340万6,000円などを措置したものでございます。

議案第37号、平成25年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1,419万2,000円と定めるものでございます。歳入の主なものは、工場敷地貸付料1,313万8,000円、敷地使用料105万1,000円などでございます。歳出の主なものには、工事請負費95万2,000円、一般会計繰出金1,283万4,000円などがございます。

議案第38号から第42号までは、川俣町各財産区特別会計予算となります。

以上で提案要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願いを申し上げます。提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い

をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時１５分といたします。（午後０時１４分）

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後 1 時 15 分）

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第５，請願・陳情の委員会付託を行います。
議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第2号「大作地区集会所の設置に関する請願書」、請願第5号「地方財源の確保を求める意見書提出の請願について」、陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める要請書」、陳情第3号「原発事故に係わる陳情書」、以上4件を総務文教常任委員会に、請願第1号「町道認定と舗装改良に関する請願書」、請願第3号「仲田から堀切間（小手・秋山線）、仲田から越田間（小神・秋山線）の上水道配水管布設請願書」、請願第4号「町道拡張および側溝整備に関する請願書」、請願第6号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」、陳情第1号「「＜協同労働の協同組合法＞の速やかな制度を求める意見書」採択を求める陳情」、以上5件を産業建設常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る１２月定例会で可決されました意見書につきましては、それぞれ関係機関に送付いたしましたので、報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告願います。

高野善兵衛君。

○ 1 2 番（高野善兵衛君） 1 2 番 高野です。私から川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成25年2月28日、午後2時40分、川俣方部衛生処理組合議会定例会が川俣方部衛生処理組合に招集され、石河清議員、黒沢敏雄議員、佐藤喜三郎議長とと

もに出席いたしました。付議事件は、選挙1件、議報告1件、議案3件でありました。選挙の結果、佐藤喜三郎議長が議長に選任されました。また、議案3件は審議の結果、原案のとおり可決されました。そのことを報告いたします。なお、細部については、お手もとに配付のとおりであります。これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、12月に開かれました福島地方水道用水供給企業団臨時議会について、新関善三君より報告願います。新関善三君。

○8番（新関善三君） 8番 新関です。福島地方水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成24年12月27日、午後2時より福島地方水道用水供給企業団議会臨時会が、摺上浄水場において招集され、出席してまいりました。付議事件は、議案1件でありました。議案1件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部につきましては、お手もとに配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 最後に、2月に開かれました福島地方水道用水供給企業団議会定例会について、議長より報告いたします。なお、報告はこの席より報告いたしますので、お許しいただきたいと思います。

それでは、最後に、私から福島地方水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成25年2月20日、午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会が摺上浄水場において招集され、出席いたしました。付議事件は、議案3件でありました。議案3件は審議の結果、原案のとおり可決されましたことを報告いたします。

なお、細部については、お手もとに配付したとおりでありますので、よろしくお願いいたします。以上、報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第7、議報告第1号、例月出納検査の結果を報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第8、報告第1号「寄附採納」について報告いたします。

総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9、「平成25年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙議案書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。

ただいま提案のありましたとおり、議案第30号「平成25年度川俣町一般会計

予算」から議案第４２号「平成２５年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」までの
１３件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置して
審議することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第３０号「平成２５年度川俣町一般会計予算」から議案第４２号
「平成２５年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」までの１３件については、議長
を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置して審議することに決定いたし
ました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 特別委員会の委員については、川俣町議会委員会条例第５条
第１項の規定により、議長において、１番 村上源吉君、２番 高橋道弘君、３番
高橋真一郎君、４番 嶋原利光君、５番 高橋道也君、６番 菅野清一君、７番
菅野意美子君、８番 新関善三君、９番 菅野正彦君、１０番 黒沢敏雄君、１１
番 五十嵐謙吉君、１２番 高野善兵衛君、１３番 石河清君、１４番 遠藤宗弘
君、１５番 齋藤博美君、以上１５名を指名したいと思いますが、ご異議あり
ませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、平成２５年度川俣町各会計予算審査特別委員会委員については、指名の
とおり選任することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで暫時休憩し、予算審査特別委員会を開催していただき、
委員長、副委員長の互選をお願いいたしますので、ただいま指名しました議員の皆
様は、議員控室までご参集願います。

なお、委員会の運営については、年長議員の方をお願いいたします。

ここで暫時休議いたします。

（午後１時２８分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後１時４４分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、互選結果について報告いたします。

委員長に齋藤博美君、副委員長に菅野正彦君、以上のように互選されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは次に進めます。日程第１０，議案第４号「小島地区
第１仮置場造成工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 議案第４号、小島地区第１仮置場造成工事請負
契約の一部変更について

次のとおり請負契約を変更する。

- 1 契約の目的 小島地区第1仮置場造成工事
- 2 契約金額 変更前 3,528万円
(うち消費税及び地方消費税168万円)
変更後 6,971万7,900円
(うち消費税及び地方消費税331万9,900円)
- 3 契約の相手方 川俣町大字小島字町畑17番地1
高橋工業株式会社 代表取締役 高橋照伸

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

説明を申し上げます。今回のこの工事につきましては、平成24年9月19日に契約締結をした工事の中身となっております。今回の主な変更の内容でございますが、工事を進める中で、用地の一部が不同意の状態になりまして、計画変更を余儀なくされたところであります。用地の不同意地を避けながら、仮置場の平場面積の確保を図るため、地形の状況により、仮置場全体の面積を当初約1万5,000平方メートルと見込んでおりましたが、今回の変更で約3万平方メートルとなるものであります。また、今回の変更により、仮置場の平場面積は約1万3,000平方メートルを確保を見込んでございます。変更に伴う主なものにつきましては、造成工事土量の増でございます。計画掘削土量につきましては、当初約1万立米を見込んでおりましたが、今回の変更で約5万6,000立米となるものであります。

以上の理由によりまして、工事請負額3,528万円に3,443万7,900円を追加をし、変更後の工事請負契約額を6,971万7,900円とするものでございます。この工事請負変更契約は、平成25年2月28日付で仮契約を締結をいたしましたところでございます。この工事に伴います竣工月日は、3月25日となっております。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 11，議案第 5 号「町道小神秋山線道路災害復旧工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 議案第 5 号、町道小神秋山線道路災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成 24 年災害査定第 1001 号
町道小神秋山線道路災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 工事の場所 | 川俣町大字羽田字八幡丁地内 |
| 4 契約金額 | 5,617 万 5,000 円
(うち消費税及び地方消費税 267 万 5,000 円) |
| 5 契約の相手方 | 川俣町字五百田 16 番地の 30
安齋土木株式会社川俣支店 支店長 安齋信一郎 |

平成 25 年 3 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求めるものである。

それでは、ご説明申し上げます。当工事は、平成 24 年 2 月の低温により被災した道路舗装にかかる災害復旧事業であります。国の災害査定は、原形復旧工法であります。既設路盤の強度低下が想定されるもので、単独費を合併し、路盤の強化を図りながら復旧するものであります。工事概要は、復旧延長 1,436 メートル、幅員 5.55～9.7 メートル、アスファルト舗装工事で表層工 5 センチメートル、路上再生路盤工 10 センチメートルで復旧するものであります。平成 25 年 3 月 5 日、町内事業者 5 社による指名競争入札を実施し、安齋土木株式会社川俣支店が 5,617 万 5,000 円で落札し、同社と 3 月 6 日に仮契約を締結いたしました。契約工期は、3 月 7 日から 3 月 31 日までですが、繰越しにかかる手続きが完了次第、工期を 6 月末日とする変更契約を締結する予定であります。説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第12，議案第6号「町道小手秋山線道路災害復旧工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 議案第6号、町道小手秋山線道路災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 平成24年災害査定第1002号
町道小手秋山線道路災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 工事の場所 | 川俣町大字秋山宇山入切田地内 |
| 4 | 契約金額 | 6,720万円
(うち消費税及び地方消費税320万円) |
| 6 | 契約の相手方 | 川俣町字五百田16番地の30
安齋土木株式会社川俣支店支店長 安齋信一郎 |

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

それでは、ご説明申し上げます。当工事につきましては、平成24年2月の低温により被災した道路舗装にかかる災害復旧事業であります。工事概要は、復旧延長1,441.4メートル、幅員6.95～16.7メートル、アスファルト舗装工事で、表層工5センチメートル、路上再生路盤工10センチメートルで復旧するものであります。平成25年3月5日、町内事業者5社による指名競争入札を実施し、安齋土木株式会社川俣支店が6,720万円で落札し、同社と3月6日に仮契約を締結いたしました。契約工期は3月7日から3月31日までですが、繰越しにかかる手続きが完了次第、工期を7月末日とする変更契約を締結する予定であります。説明は以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) おはかりいたします。

日程第13, 議案第7号から日程第24, 議案第18号までは、条例制定に関する議案です。以上12件を一括議題として、所管が同じ議題は、まとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、以上12件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第13, 議案第7号「川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、日程第14, 議案第8号「川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」、以上を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤真寿夫君) 議案第7号と議案第8号が1冊に綴られております。これをお願いします。

議案第7号、川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、条文の読み上げは省略いたします。本条例の最終のページになりますが、96ページをお開きください。議案第8号の前のページになりますが96ページ。

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、地域主権一括法の制定などに伴いまして、これまで厚生労働省令で定められていました、町が指定、指導監査の権限を有します要介護の認定を受けた川俣町民のみが利用できます地域密着型サービスの事業につきまして、事業者の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準につきまして新たに条例で定めるものでございます。

なお、次の議案第8号につきましても、提案理由は地域主権一括法制定などによる介護予防サービスの事業にかかる条例制定でありますので、申し添えます。

それでは、ご説明を申し上げます。本条例は、地域主権一括法の制定に伴いまして、

今年度中に町の条例として制定することを義務づけられたものでございます。町におきまして、当該サービスを実施する者又はこれから当該サービス事業者として指定を受けようとする者は、本条例に定められた基準を満たすことが必要となり、この基準に違反した者は、指導、監査の対象となるほか、最も重い措置としては、指定の取り消しにまで該当することとなります。条例の構成及び内容につきましては、この後ご説明することといたしまして、先に本条例の制定にあたり、町が定めた独自基準についてご説明をいたします。本条例の内容につきましては、法の趣旨から多くの部分を厚生労働省令と同様としておりますが、一部国の基準を十分参酌して、町が独自に基準を設けることができるものがございます。町では、次の3つの基準につきまして、国と異なる基準を設けました。

第1点目は、35ページの下の方の第76条に規定します非常災害対策についてです。これまで事業者は、厚生労働省令に基づきまして、非常災害に関する計画を定めなければならないこととされておりましたが、町の条例では、その計画を火災、風水害、地震その他の災害の対応ごとと明示をしまして、災害対応の実効性を高めることといたしました。この規定は、ほかに47ページの102条などで、通い又は入所、若しくは入居する施設等においてそれぞれ同様の規定をしております。

次に、2点目といたしましては、前に戻っていただいて20ページになるんですが、20ページの第42条第2項の中に、記録の整備がございまして、記録は完結の日から5年間保存しなければならないこととしております。現行の厚生労働省令では、事業所における諸記録を2年間の保存年限としておりましたが、事業者が基準に基づき、適切にサービスを行っているかなど、指導、監査する際、長期的な視点に立ってサービスの質の確認を行う必要がありますので、5年間の保存とするものでございます。この諸記録の保存年限につきましては、第42条のほか、すべてのサービス種別において規定する必要がありますので、合計では9か所に同様の規定がございます。

次に、3点目といたしましては、70ページになるんですが、70ページ真ん中の第152条の指定地域密着型介護老人福祉施設の設備基準のうち、1号の居室のア、居室の定員につきまして、入所者のプライバシーが確保されるよう適切な措置が取られていると認められる場合は、居室定員を4人以下とすることができるというふうにいたしました。指定地域密着型の介護老人福祉施設は、老人福祉法で言う特別養護老人ホームのことですが、本町では五百田のなでしこ川俣の1階にあります特別養護老人ホーム花塚が該当する施設となります。これまでの国の方針としては、今後、新たに建設する特別養護老人ホームは、個室と個室の間に共同スペースを設けたユニット型と言われる構造でなければ建設できないこととされており、平成18年の介護保険法の改正前に既存の施設であったもののみが、従来型の多床室と言われます4人部屋を認められております。原則1人、生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人定員とすることができる定めとなっております。町の条例の制定に当たりましては、低所得者に配慮しまして、居室の利用料金が安価である多床室の整備ができるようにするよう配慮したもので、県におきましても、県で指定します広域利用の県指定介護

老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び県の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして同様の規定としており、県が定める基準との整合性も図ったところでございます。以上の３点が、現行の厚生労働省令と異なります町における独自基準でございまして、そのほかの基準につきましては、サービス利用者の処遇する観点や、将来新規にサービス事業者が参入しやすい環境を確保するなど考慮しまして、厚生労働省令に定められた基準を踏襲するものでございます。

それでは、議案第７号の１ページ、目次をご覧ください。本条例の制定内容につきましては、１ページの目次によりまして、ご説明を申し上げます。条例は章立てとなっております。第１章から第９章までの９章で構成をしており、第２０２条までの９６ページございまして、これらは地域密着型の施設ごとに介護サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきまして、それぞれ定めております。第１章は、第１条から第３条までで、本条例制定の趣旨や用語の定義などの総則となります。第２章は、第４条から第４４条までで、定期巡回随時対応型訪問介護看護の介護サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきまして、それぞれ定めております。この定期巡回随時対応型訪問介護看護は、日中夜間を通じて訪問介護と訪問看護を立体的に密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うもので、現在、本町にサービス提供の事業所はございません。なお、第２章から第９章に定めます地域密着型の各サービスの利用者は、介護認定におきまして要介護１から要介護５に認定されている本町の町民に限られるものでございます。次の第３章は、第４５条から第５９条までで、夜間対応型訪問介護サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきましてそれぞれ定めております。この夜間対応型訪問介護は、夜間午後の１０時から翌日午前６時まで定期的な巡回や通報により居宅を訪問し、排泄の介護や日常生活上の緊急時の対応などの訪問介護を行うもので、現在、本町にはサービス提供事業所はございません。次の第４章は、第６０条から第８０条までで、認知症対応型通所介護サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきましてそれぞれ定めております。この認知症対応型通所介護は、認知症の方が日帰りの通所で、日常生活の介助を受けるデイサービスで、当該施設といたしまして、現在、本町には、川俣ホームのデイサービスセンターがございます。次の第５章は、第８１条から第１０８条までで、小規模多機能型居宅介護サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきましてそれぞれ定めております。この小規模多機能型居宅介護は、事業所への通いを中心に、一人ひとりの生活に合わせて自宅への訪問や事業所への泊まりもできる多機能で在宅生活を支える２４時間、３６５日のサービスで、当該施設として、本町には八反田地内に「かえでの森」がございます。第６章では、次の２ページからで、第１０９条から第１２８条までで、認知症対応型共同生活介護サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきましてそれぞれ定めております。この認知症対応型共同生活介護は、認知症の方が少人数により家庭的な環境で共同生活を送るもので、認知症高齢者グループホームと呼ばれており

ます。当該施設として、現在、本町には宮町にございます「絹の里」と「かえでの森」の2か所となります。次の第7章は、第129条から第149条までで、地域密着型特定施設入居者生活介護サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきましてそれぞれ定めております。この地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、現在、本町に該当施設はございません。次の第8章は、第150条から第189条までで、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきましてそれぞれ定めております。この地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、自宅での生活が困難な方が定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所し、食事、入浴、排泄などの生活介護が受けられるサービスで、本町にある特別養護老人ホーム花塚が、該当施設でございます。最後の第9章は、第190条から第202条までで、複合型サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきましてそれぞれ定めております。この複合型サービスは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによる介護と看護が一体となったサービスで、現在、本町に該当施設はございません。

95ページをお願いします。下のほうの附則ですが、附則の第1項では、この条例の施行日について述べております。第2項から次の96ページの第5項までは、それぞれ経過措置について述べております。説明は以上です。

次に、議案第8号をお願いします。

議案第8号、川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、条文の読み上げは省略いたします。条文最終ページの42ページをお開きください。

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

地域主権一括法の制定などに伴いまして、これまで厚生労働省令で定められておりました町が指定、指導監査の権限を有する介護の認定で要支援の認定を受けた川俣町民のみが利用できる地域密着型介護予防サービスの事業につきまして、事業者の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準につきまして、新たに町条例で定めるものでございます。

ご説明を申し上げます。本条例は、地域主権一括法の制定に伴いまして、今年度中に町の条例として制定することを義務づけられたものでございまして、前の議案第7号と同様、その内容は厚生労働省令を基本とし、その一部に町が独自基準を定めることができるようになったものでございます。このため、町独自の基準といたしまして、非常災害に関しましては、災害の対応ごととした点と、記録の整備につきまして、完結の日から2年間を5年間の保存とする。この2点を盛り込み、規定をしたところでございます。本条例の制定内容につきましては、1ページの目次によりまして、ご説

明を申し上げます。条例は章立てとなっていて、第1章から第4章までの4章で構成をしており、第90条までの42ページございまして、これらは地域密着型の事業所ごとに介護予防サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきましてそれぞれ定めております。第1章は、第1条から第3条までで、本条例制定の趣旨や用語の定義などの総則となります。第2章は、第4条から第42条までで、介護予防認知症対応型通所介護の介護予防サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきましてそれぞれ定めております。この介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の方が日帰りでデイサービスセンターに通って、食事、入浴、機能訓練などの日常生活の介助を受けるサービスで、一般のデイサービスと異なり、認知症の方を対象としております。利用者は、12人以下の少人数でサービスを受けることができ、介護認定で要支援1と要支援2の方が利用対象でございます。当該事業所として、現在、本町には川俣ホームのデイサービスセンターがございます。なお、介護予防の事業所につきましては、前の議案第7号で定める介護事業者の指定を受け、かつこの介護予防サービスも一体的に運営している場合には、本条例に定めた要件を満たすとみなされております。町に所在する事業所も、このような取扱いとなっているところでございます。次の第3章は、第43条から第69条までで、介護予防小規模多機能型居宅介護の予防サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきましてそれぞれ定めております。この介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援1、2の方が利用できる事業所への通いを中心として、一人ひとりの生活に合わせて自宅への訪問や事業所への泊まりなど、在宅生活を支える24時間、365日の予防サービスとなります。現在、本町には、八反田地内にございます「かえでの森」がございます。次の第4章は、第70条から第90条までで、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスにかかる基本方針、人員、設備、運営などの基準につきまして、それぞれ定めております。この介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者グループホームと呼ばれ、認知症の方が少人数の家庭的な環境で共同生活を送るもので、要支援2の方がサービス利用の対象となり、現在、本町には「絹の里」と「かえでの森」の2か所がございます。41ページをお願いします。下のほうの附則第1項は、この条例の施行日について、第2項から最後のページの第5項までにつきましては、それぞれ経過措置について述べております。説明は以上です。



- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第15，議案第9号「川俣町町道の構造の技術的基準を定める条例」、日程第16，議案第10号「川俣町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例」、日程第17，議案第11号「川俣町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」、日程第18，議案第12号「川俣町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例」、日程第19，議案第13号「川俣町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」、日程第20，議案第14号「川俣町町営住宅等の整備基準を定める条例」、日程第21，議案第15号「川俣町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技

術管理者の資格基準に関する条例」、以上 7 件を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 議案第 9 号の説明であります、この後の議案第 10 号からの説明につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権一括法の制定に伴うものでありまして、各関係法が改正され、法令に基づく基準を定め、制定する条例であります、説明に際しまして省略するところがございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 9 号、川俣町町道の構造の技術的基準を定める条例でございます。条文の読み上げは、省略させていただきます。条文の最終のページをお開きください。条文は 36 条までございますが、その最後のページでございますが、

平成 25 年 3 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

道路法の一部改正に伴い、町道の構造の技術的基準を定めるため、条例を制定しようとするものである。

ご説明を申し上げます。町道を新設又は改築する場合における町道の構造の技術的基準は、これまで政令である道路構造令で定められてきましたが、法改正に合わせて道路構造令も改正され、通交する自動車の種類に関する事項、建築限界、橋、その他政令で定める主要な工作物の自動車の加重に対し、必要な強度以外の事項につきまして、道路管理者である町が条例で定めることとなりました。本町には考慮すべき特別の事情はないために、町道に該当しない規格の道路の基準を除き、国の基準と同一として定めるものであります。本条例に定めのない技術的基準は、道路構造令の規定によることとなります。

条例の概要を申し上げます。1 条でございますが、1 条は、条例制定の趣旨。それから第 2 条は、用語の意義。それから第 3 条は、町道の区分。それから第 4 条から第 36 条までは、車線等路肩、停車帯、自転車道、歩道、設計速度、曲線半径、縦断勾配、舗装、排水施設、待避所等の基準をそれぞれ定めたものでございます。以上、議案第 9 号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第 10 号でございます。川俣町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例、条文の読み上げは、省略させていただきます。条文の最終のページをお開き願います。

平成 25 年 3 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

道路法の一部改正に伴い、町道に設ける道路標識の寸法を定めるため、条例を制定しようとするものである。では、ご説明を申し上げます。

町道に設ける道路標識の様式には、これまで国の命令、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令で定められてきましたが、法改正に合わせて改正され、道路標識のうち、案内標識、警戒標識、これらに附置される補助標識の寸法について、町が条例で定めることとなりました。本町におきましては、考慮すべき特別の事情がないために、町道に該当しない規格の標識を除き、国の基準と同一として定めるものでございます。

条例の概要をご説明申し上げます。第1条それから第2条は、趣旨と用語の意義でございます。第3条、第4条では、案内標識及び警戒標識の寸法の基準、第5条、第6条では、案内標識及び警戒標識の文字の大きさの基準、第7条では、案内標識及び警戒標識の附置の太さの基準、第8条では、補助標識の寸法の基準をそれぞれ定めております。議案第10号についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案第11号、川俣町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例、条文の読み上げは、省略させていただきます。条文の最終ページをお開きください。34条までございますが、条文の最終ページご覧いただきまして、

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、これまで移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で定められてきましたが、法改正に伴い省令も改正され、町が条例で定めることとなりました。特定道路とは、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣が、その路線及び区間を指定したものであります。本町には指定された道路はありませんが、指定以外の道路について、政令では基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならないとしておりまして、本町においては、考慮すべき特別な事情はないために、国の基準と同一として定めるものでございます。

それでは、条例の概要をご説明を申し上げます。第1条、第2条につきましては、趣旨と用語の意義でございます。第3条から第6条につきましては、歩道の設置と構造の基準。第7条から第10条は、歩道と車道の位置づけについての基準。第11条から第16条は、立体横断施設の基準。第17条、第18条は、乗合自動車停留所。それから第19条から第29条は、自動車駐車場。第30条は、案内標識設置。第31条から第34条につきましては、誘導用ブロック、休憩施設、照明施設、

防雪施設の設置について、それぞれ基準を定めております。議案第 11 号の説明は、以上でございます。

次に、議案第 12 号でございます。川俣町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例、条文の読み上げは、省略させていただきます。条文の最終ページをお開きください。次のページでございますが、

平成 25 年 3 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する基準等を定めるため、条例を制定しようとするものである。

では、ご説明申し上げます。都市公園の配置及び規模に関する技術的基準及び都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を町が条例で制定することとなりました。本町におきましては、考慮すべき特別な事情がないため、国の基準と同一として定めるものでございます。

条例の概要を申し上げます。第 1 条、第 2 条は、条例の趣旨と用語の意義でございます。第 3 条は、住民 1 人当たりの敷地面積。第 4 条は、配置や規模について。第 5 条は、建築面積の割合について、それぞれ基準を定めております。議案第 12 号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第 13 号、川俣町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、条文の読み上げは、省略させていただきます。条文の最終ページでございますが、第 14 条まででございます。

平成 25 年 3 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものである。

では、ご説明を申し上げます。移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を町が条例で制定することになったものでございます。本町におきましては、考慮すべき特別な事情がないため、国の基準と同一として定めるものでございます。

条例の概要を申し上げます。第 4 条は、公園の出入口及び駐車場と主な公園施設との間の園路の幅や勾配の基準。第 5 条から第 8 条は、屋根付広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場の出入口の基準や車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保でございます。第 9 条から第 11 条は、便所の出入口や戸及び便所の設置の基準。第 12 条から第 14 条は、水飲場及び手洗場、掲示板及び標識の基準、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする旨のそれぞれの基準を定めております。議案第 13 号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第 14 号、川俣町町営住宅等の整備基準を定める条例、条文の読み上げは、省略させていただきます。条文の最終ページ、17 条までございます。

平成 25 年 3 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅等の整備基準を定めるため、条例を制定しようとするものである。

ご説明を申し上げます。公営住宅等整備基準を町が条例で定めることとなりました。公営住宅法第 2 条第 7 項では、公営住宅の整備とは、公営住宅の建設、買取り又は公営住宅の借上げと規定されております。この条例は、町営住宅を整備する際の指針となる条例で、これまでも建設省令、公営住宅等整備基準が町営住宅を整備する場合の基準とされておりました。本町においては、住宅の居住環境を端とする要件として、おおむね適当かつ合理的と考えられることから、国の基準と同一として定めるものでございます。

条例の概要を申し上げます。第 1 条、第 2 条は、趣旨と用語の意義でございます。第 3 条、第 4 条は、考慮すべき地域社会の形成や良好な居住環境の確保。それから第 6 条、第 7 条は、町営住宅敷地の基準。それから第 8 条から第 13 条は、町営住宅の基準。それから第 14 条から第 17 条につきましては、共同で使用する施設の基準をそれぞれ定めております。議案第 14 号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第 15 号、川俣町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、条文の読み上げは、省略させていただきます。条文の最終のページ、次のページでございますが、

平成 25 年 3 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるため、条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。水道布設工事の基準及び布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格について、町が条例で定めることとなりました。水道法施行令及び水道法施行規則の基準に、町の事情を考慮して定めたものであります。

条例の概要をご説明申し上げます。第 1 条は、条例の目的。第 2 条は、布設工事監督者を配慮すべき工事を規定しております。第 3 条は、布設工事監督者の資格で、国の基準に第 9 号として、川俣町水道事業において、5 年以上従事したものを加えたところでございます。それから第 4 条は、水道技術管理者の資格で、国の基準と同一でございます。議案第 15 号の説明は、以上でございます。

これで議案の説明を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は、午後 2 時 55 分といたします

す。

(午後 2 時 3 7 分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

(午後 2 時 5 5 分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 2 2 から日程第 2 4 まで、これから総務課長の説明を受けますが、参考資料を今、休憩時間に皆さんのところに配付してありますので、よろしくお願いしたいと思います。3 件の参考資料です。

それでは、日程第 2 2，議案第 1 6 号「職員の再任用に関する条例」、日程第 2 3，議案第 1 7 号「一般職の任期付職員の採用に関する条例」、日程第 2 4、議案第 1 8 号「川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、以上 3 件を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第 1 6 号、職員の再任用に関する条例、条例の読み上げは、省略させていただきます。次のページ、

平成 2 5 年 3 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

年金の支給開始年齢引き上げに伴い、雇用と年金の接続に資するため、定年退職職員等の再任用を行うための条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。本条例は、平成 2 5 年度より段階的に行われる報酬比例部分にかかる退職共済年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、雇用と年金の接続に資するため、退職職員の再任用を行うための各種の規定を制定するものでございます。退職職員の再任用につきましては、地方公務員法第 2 8 条の 4 から第 2 8 条の 6 までの規定により、定められているものでございます。その取扱いについては、部分的に条例で定めることとされており、本条例にて、その具体的な取り扱いを定めるものでございます。

主な内容は、次のとおりでございます。第 1 条は、趣旨でございます。条例第 2 条は、地方公務員法第 2 8 条の 4、第 1 項の規定により、再任用ができる職員として、定年退職者のほか、定年退職日以前に退職した者のうち、勤務期間を考慮して、定年退職者に準ずる者を条例で定めるものであります。(1)、2 5 年以上勤務して、退職した者のうち、退職の日から 5 年以内の者。(2)、(1)に該当する者として、再任用されたことがある者を定年退職者に準ずる者と定める者でございます。条例第 3 条は、再任用職員の任期の更新の取扱いを定めるものであり、任期の更新は、当該職員の勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。また、任期を更新する際には、当該職員の同意を得る必要があることを定めるものでございます。条例第 4 条は、地方公務員法第 2 8 条の 4、第 3 項の規定により、再任用職員の任期の末日を定めるものでございますが、その任期は 6 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までと定めるものでございます。なお、職員に関するものについ

ては、川俣町職員労働組合とも6日の日に協議をして、了承を得てございます。

次に、議案第17号、一般職の任期付職員の採用に関する条例、条例の読み上げは、省略させていただきます。

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散に伴い、一定期間の増大が見込まれる災害対策業務等に対応するため、職員を任期付で採用するための条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。本条例は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散に伴い、除染等の本格的な復旧、復興事業をはじめとした一定期間の増大が見込まれる各種の災害対策業務に対応するため、任期付で職員の採用を行うための規定を制定するものでございます。職員の任期付での採用については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律にて、その採用に関する取扱いが定められているところでございます。(1)、公務では得難い専門的な知識、経験が必要な業務に対応するため。(2)、一定期間で終了する業務又は一時的に増大する業務に対応するため、以上の2つが、その大きな趣旨でございます。法律では、部分的な中身については条例で定めることとしており、本条例にて、その内容を定めるものでございます。

主な内容は、次のとおりでございます。第1条は、趣旨でございます。条例第2条及び第3条では、任期付での採用が可能な職員及び業務の種類を定めるものでございます。第2条では、公務では得難い専門的な知識、経験が必要な業務に、当該専門的な知識経験を持つ者を任期付で採用することが可能と定めております。第3条では、今般の原子力災害対策業務のような一定の期間内に終了することが見込まれる業務、または、一定の期間増加が見込まれる業務に、職員を任期付で採用することが可能と定めてございます。条例第4条は、窓口業務をはじめとした行政サービスの提供時間の延長及び繁忙期における提供体制の充実等を目的として、若しくは、介護休暇や育児休業を取得している職員の代替職員として、常勤職員よりも短時間での勤務に従事させる、短時間勤務職員を任期付で採用することが可能と定めてございます。条例第5条では、任期付職員の任期の特例を定めてございます。任期職員の任期は、法律第6条にて、条例第2条の規定で、採用された職員は5年。第3条または又は第4条で採用された職員は3年と定められておりますが、当該任期が3年と定めた職員について、当初終了することが見込まれていた当該職員の業務が更に一定期間延期された場合等にあつては、その任期を5年まで延長することができるものと定めたものでございます。条例第6条は、任期付の職員を更新する際には、当該職員の同意を得る必要があることを定めるものでございます。条例第7条は、任期付短時間勤務職員に対する職員の給与に関する条例の適用除外について定めているものであり、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当について

は、短期付短時間勤務職員には、支給しないことを定めるものでございます。

以上でございます。

次に、議案第18号、川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、条文の読み上げは、省略させていただきます。

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を公表するため、条例を制定しようとするものでございます。

ご説明申し上げます。本条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の給与や勤務時間、勤務条件や懲戒処分等の状況等、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものでございます。本町においてはこれまでも、広報紙にて職員の給与等の状況を公表してきたところでございますが、本条例を制定することにより、昭和56年事務次官通知、地方公共団体における職員の給与等の公表についてに基づき、国が作成した統一の様式に沿った公表を行うことで、住民にとってより分かりやすく、かつ他町村との比較を容易にし、その公平性と透明性を高めることを目的とするものでございます。なお、公表の時期は、毎年12月末までとし、公表の方法は、従来の広報紙に掲載する方法のほか、総務課にて閲覧する方法及び川俣町ホームページに掲載する方法を想定してございます。以上で第18号の説明とさせていただきます。

なお、皆さんの方に先ほどお配りしてあります再任用職員、任期付職員にかかる勤務条件等の概要及び任期付職員にかかる給与の概要について簡単に示してございますので、後でご覧いただきたいと思います。

あともう1点であります。支給開始年齢の段階的引き上げで年齢による年金の支給のことがございますので、後でご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君）　ここでおはかりいたします。

日程第25，議案第19号から日程第31，議案第25号までは、条例の一部改正と町道路線の認定及び変更に関する議案です。以上7件を一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって、以上7件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第25，議案第19号「川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例」、日程第26，議案第20号「川俣町都市下水路条例の一部を改正する条例」、日程第27，議案第21号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」、日程第28，議案第22号「町道路線の認定及び変更について」、以上4件

を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

- 建設水道課長（佐藤賢助君） 議案第19号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例、条文の読み上げは、省略させていただきます。条文の最終のページ、次のページでございますが、お開きください。

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

では、ご説明を申し上げます。町営住宅収入基準及び裁量改装の対象は、これまで国が一律に定めておりましたが、事業主体である町が定める必要が生じたため、条例の一部を改正する者でございます。条例改正の考え方は、町営住宅入居の収入基準は、公営住宅法施行令に定められた金額の上限以下で定めることとされており、裁量改装と本来改装を定めるものでございます。条例改正案では、平成21年度改正から相当数年数が経過していないこと。それから、東日本大震災後の社会情勢が流動化していることから、収入基準額は改正前同額の裁量改装21万4,000円、本来改装15万8,000円といたします。裁量改装の対象につきましても、改正前の施行令同様、入居者又は同居者に障害等に該当する者がある場合、入居者が60歳以上で同居者のすべてが60歳以上又は18歳未満である場合、同居者に小学校就学前の者がある場合といたします。議案第19号の説明は、以上でございます。

次に、議案第20号、川俣町都市下水路条例の一部を改正する条例、条文の読み上げは、省略させていただきます。条文の最終のページ、次のページでございますが、お開きください。

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

下水道法の一部改正に伴い、都市下水路の構造の技術的基準を定めるため、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。下水道法の改正により、都市下水路の構造の技術的基準及び維持管理基準について、町が条例で定めることとなりました。既に都市下水路条例が定められているため、条例の一部を改正するものであります。

条例改正の概要を申し上げます。第2条の2は、都市下水路の水路の構造の技術上の基準。第2条の3は、排水施設及び処理施設に共通する構造の基準。第2条の4は、排水施設の構造の基準。それから第2条の5は、適用除外規定。第2条の6は、都市下水路の維持管理の技術上の基準をそれぞれ加えたものであります。議案第20号の説明は、以上でございます。

次に、議案第21号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例、

川俣町町営住宅条例（平成4年川俣町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表 1 及び別表 2 を別紙のように改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 3 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

町営住宅の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。次のページ、別紙 1、別紙 2 でございますが、本条例は、老朽化した 2 戸の柏崎住宅のうち、退去者のあった 1 戸を用途廃止し、それに伴い条例の一部を改正するものであります。議案第 21 号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第 22 号でございます。町道路線の認定及び変更についてでございます。町道の路線を次のように認定及び変更する。

1. 認定する路線

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 1 2 2	根本支線 1 号	川俣町字根本 23・2 先	根本地内
		川俣町字大内 4・7 先	
1 1 2 3	根本支線 2 号	川俣町字根本 23・10 先	根本地内
		川俣町字根本 30・12 先	
2 3 3 2	遠西団地 5 号線	川俣町大字鶴沢字宮清水 14・50 先	宮清水地内
		川俣町大字鶴沢字宮清水 14・44 先	
2 3 3 3	遠西団地 6 号線	川俣町大字鶴沢字宮清水 14・44 先	宮清水地内
		川俣町大字鶴沢字宮清水 14・41 先	
2 3 3 4	界線	川俣町大字鶴沢字界 1・15 先	界地内
		川俣町大字鶴沢字界 1・11 先	
2 3 3 5	界支線 1 号	川俣町大字鶴沢字界 1・15 先	界地内
		川俣町大字鶴沢字界 1・24 先	
2 3 3 6	坊ノ入線	川俣町大字東福沢字坊ノ入 56・4 先	坊ノ入地内
		川俣町大字東福沢字坊ノ入 56・7 先	
2 3 3 7	万所内線	川俣町大字東福沢字万所内 11・1 先	万所内地内
		川俣町大字東福沢字万所内 6・1 先	
2 3 3 8	明道山線	川俣町大字西福沢字明道山 12 先	明道山地内
		川俣町大字西福沢字明道山 8 先	
3 0 6 9	渋田線	川俣町大字秋山字渋田 20 先	渋田地内
		川俣町大字秋山字渋田 11 先	

次のページでございます。

2. 変更する路線

路線番号	路 線 名		起 点	重要な経過地
			終 点	
1 0 3 9	旧	赤坂線	川俣町字赤坂 20・6 先	赤坂地内
			川俣町字赤坂 30・1 先	
	新		川俣町字赤坂 20・6 先	
			川俣町字赤坂 53・2 先	
3 0 0 5	旧	鶴巻・三郷線	川俣町大字羽田字鶴巻 19・10 先	鶴巻地内
			川俣町大字羽田字三郷 4・1 先	
	新		川俣町大字羽田字鶴巻 19・10 先	三郷地内
			川俣町大字羽田字三郷 1 先	

平成 25 年 3 月 7 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び同法第 10 条第 2 項の規定により、町道路線の認定及び変更を行うものである。

それでは、ご説明をいたします。まずは、路線番号 1 1 2 2 でございます。根本支線 1 号につきましては、字大内地内で町道根本線から支線となり、町道根本線から町道中島・大清水線までを連絡する道路であり、町道認定の請願があった道路の認定をするものであります。次に、1 1 2 3 でございます。根本支線 2 号につきましては、字根本地内で町道根本線からの支線で町道根本支線 1 号から町道根本線までを連絡する道路であり、町道認定の請願があった路線の認定をするものであります。次に、路線番号 2 3 3 2 でございます。遠西団地 5 号線につきましては、大字鶴沢字宮清水地内、遠西団地内北側で町道遠西団地 1 号線から最終人家までであり、町道路線の請願のあった路線の認定をするものであります。次のページ、2 3 3 3 でございます。遠西団地 6 号線につきましては、大字鶴沢字宮清水地内、遠西団地北側で町道遠西団地 5 号線から最終人家までであり、町道認定の請願のあった路線の認定をするものであります。次に、路線番号 2 3 3 4 でございます。界線につきましては、大字鶴沢字界地内で町道界・館ノ内線から公道までであり、町道認定の請願のあった路線を認定するものであります。次に、路線番号 2 3 3 5 でございます。次のページでございます。界支線 1 号につきましては、大字鶴沢字界地内で町道界線からの支線となり、町道界線から最終人家までであり、町道認定の請願のあった路線を認定するものであります。次に、路線番号 2 3 3 6、坊ノ入線につきましては、大字東福沢字坊ノ入地内で町道小高屋敷・暮ノ内線から最終人家までであり、町道認定の請願のあった路線を認定するものであります。次に、路線番号

2337でございます。万所内線につきましては、大字東福沢字万所地内、町体育館西側で町道柏崎・田畑線から2軒の分岐点までであり、町道認定の請願のあった路線を認定するものであります。次に、路線番号2338、明道山線につきましては、大字東福沢字明道山地内で町道明道山・長田山線2軒の分岐点までであり、町道認定の請願のあった路線を認定するものであります。路線番号3069、渋田線につきましては、大字秋山字渋田地内で主要地方道霊山・松川線から2軒の分岐点までであり、町道認定の請願のあった路線を認定するものであります。それから、変更する路線でございます。路線番号1039、赤線につきましては、赤坂地内、川俣中学校西側で町道赤坂線の最終点を町道赤坂・宮脇線まで連絡させることとし、町道認定の要望があった路線を変更するものであります。それから、路線番号3005でございます。鶴巻・三郷線につきましては、大字羽田字三郷地内で町道鶴巻・三郷線の終点部を町道粕内前・十二社線まで連絡させることとし、町道認定の請願があった路線を変更するものであります。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第29、議案第23号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、日程第30、議案第24号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第31、議案第25号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第23号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、条文の読み上げは、省略させていただきます。

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

特別職の非常勤職員の報酬を改正するため、また、行政区長及び行政連絡員の報酬を定めるため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。本条例は、地方公務員法第3条第3項の規定する特別職の職員のうち、非常勤のものに支給する報酬について、その額の改正及び一部追加を行うものでございます。額の改正につきましては、別紙のとおりでございます。次に、一部追加につきましては、行政区長及び行政連絡員の報酬を新たに規定するものでございます。行政区長及び行政連絡員は、町長の辞令によって委嘱されており、これまで川俣町行政区長、行政連絡員規則で報償金の支給額を定めていたところでございます。行政区長及び行政連絡員の皆様には、東日本大震災、それに伴って発生した福島第一原子力発電所事故以来、災害に関する広報紙の各家庭への配付や除染事業等の復興、再生に向けた事業の実施にあたり、町と町民との間の連絡等を行っていただくなど、今までにない負担が生じているところでございます。また、そ

の職務は、以前より重要性を増してございます。そのため、今後も行政区長及び行政連絡員の公正かつ責任ある職務の遂行を確保することから、条例別表により、行政区長及び行政連絡員を新たに加え、その身分を特別職の職員で非常勤のものとして、報酬の額を定めるとともに、平成２５年度の報酬については、別表に定める額の２倍の額とすることを附則で規定し、もって、円滑な市政の推進を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第２４号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、条例の読み上げは、省略させていただきます。

平成２５年３月７日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

再任用職員及び任期付職員の給与に関する規定等を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。本改正は、職員の再任用に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することに伴い、再任用職員及び任期付職員の給与の取扱いを定めるための改正を行うものでございます。短時間勤務でない任期付職員については、その任期が限られているという点のみが正規職員との違いであり、給与については、正規職員と同様の取扱いとなりますが、任期付短時間勤務職員、再任用職員及び再任用短時間勤務職員については国に準拠し、その給与について部分的に制限を設けるものでございます。

主な内容は、次のとおりでございます。条例第５条は、職員給料月額を別表第１、行政職給与表のとおり定めておりますが、本改正では、その給料表に再任用職員の給料月額を追加するものでございます。なお、この給料月額は、平成２３年の福島県人事院勧告に基づいた額でございます。条例第５条の２は、再任用短時間勤務職員の給料月額についての規定を新設するものでございます。再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該短時間勤務職員の勤務時間を正規職員の勤務時間で除して得た数を再任用職員の給料月額に乗じて得た額とするものでございます。条例第１２条第２項第２号は、自動車等使用して通勤する職員について、通勤距離に応じた通勤手当を定めておりますが、本改正では再任用短時間勤務職員については、当該短時間勤務職員の１か月当たりの通勤回数を考慮して、その通勤距離ごとの手当額から規則で定める割合を減じた額を手当額と定めるものでございます。条例第１４条は、正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給する超過勤務手当を定めておりますが、本改正では再任用短時間勤務職員の超過勤務について、正規の職員における１日当たりの勤務時間７時間４５分又は１週間当たりの勤務時間３８時間４５分を超えない部分については、割増しの支給を行わないこととする規定等を定めるものでございます。条例第２０条は、職員の期末を定めておりますが、本改正では、再任用職員に支給する期末手当の支給割合を６月にあつては１００分の６５と、１２月にあつては１００分の７５と定めるものでございます。正規の職員の支給割合の約半分

となります。条例第21条は、職員の勤務手当を定めておりますが、本改正は、再任用職員に支給する勤務手当の支給限度額を100分の32.5と定めるものでございます。これにつきましても、正規職員の支給限度額の約半分になります。条例第24条は、特定の職員に就いて、本条例の一部の適用を除外することを定めております。本改正では、再任用職員について、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は、支給しないことを定めるものでございます。条例附則第18条は、平成22年の福島県人事院勧告に基づき行われており、職務級が6級であり、かつ55歳を超える職員の給料の減額を規定したものでありますが、本改正では、再任用職員については、その減額規定を適用しないこととするものでございます。

以上でございます。

次に、議案第25号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、条例の読み上げは、省略させていただきます。

平成25年3月7日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

再任用職員及び任期付職員の勤務時間、休暇等の規定を設けるため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。本改正は、職員の再任用に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例を規定することに伴い、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間や休暇等の取扱いを定めるための改正を行うものでございます。なお、短時間勤務でない再任用職員及び任期付職員については、勤務時間や休暇等については、正規職員と同様の取扱いとなります。

主な内容は、次のとおりであります。条例第2条から第4条までの規定は、職員の勤務時間及び週休日を定めておりますが、本改正では、短時間勤務職員については、1週間当たりの勤務時間は正規職員よりも短い勤務時間とすることや週休日については、土曜日及び日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの日を週休日とすることができることを規定等を追加するものでございます。条例第12条は、職員の年次有給休暇について定めておりますが、本改正では、短時間勤務職員の年次有給休暇は、正規職員について定められている日数20日を超えない範囲で、その任期に応じて規則で定めることを規定するものでございます。

以上、議案第25号の説明に代えさせていただきます。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君）　ここでおはかりいたします。

日程第32，議案第26号から日程第35，議案第29号までは、平成24年度各会計の補正予算です。以上4件を一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって、以上4件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第32，議案第26号「平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第26号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第9号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、日程第33，議案第27号「平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第34，議案第28号「平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第35，議案第29号「平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、以上3件について、議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第27号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第28号 平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第29号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明した。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午後4時20分といたします。
(午後4時07分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 (午後4時20分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 日程第36，議案第30号「平成25年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第30号 平成25年度川俣町一般会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この延長したいということで議長は提案しているようなのですが、これから一般会計、25年度はこれやっと25年度の予算にやっと今入ったばかりなんですよ。これから延々と何時までやる考えているのか。これはただ単に延長だけをね求めて、9時、10時にこのままだとなると思うんですよ質疑から何からやったらば。そういう点から考えると、今回、これ遅くなったというのは、

当局の提案のミスで遅くなったわけですから、今日は、やはり会議規則に基づいて5時に終わって、明日を一般会計の説明なんというのは今日初めて聞いたんですから、今までの予算議会の中では、ほとんどが会議前に大まかな説明はして、それでやったというのが普通なんですよ。ところが、今日渡されて、初めてこの中身を見ているんですね。だとすれば、やっぱり明日ね議案調査の日にちを1日取って、十分に目を通して質疑やなんかはやるべきだと思うんですよ。この予算の編成方針までについても、何らまだ説明はないんですよはっきり言って。今年の予算は、こういうことで予算を編成したんですということだって、議会に対しては説明がないんですよまだ。だから、そういうままにこのまま時間延長して進めるというのは、ある面では異常事態だと思うので、私たち議員としても、この編成して出された予算についてきちっと目を通したうえで、質疑やなんかで対応するというのが、責任ある審議の態度だと思うので、私は今日は、会議規則に基づいて5時には終わって、明日議案調査をして、その後に質疑やなんかは回すべきだというふうに考えておりますので、お諮り願いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま遠藤議員から発言がありましたが、そのほかの発言ありましたらお願いします。

（発言なし）

○議長（佐藤喜三郎君） それではないようですので、議事の進行上、議会運営委員会を開催して、次の日程をどういうふうに進めるかを決めたいと思いますので、暫時休議したいと思いますが。そのためのとりあえずの延長をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○14番（遠藤宗弘君） あのねただ単に時間を延長させてくださいと言われれば、今日の12時までなんです決まれば。それでは、異議も何も言えなくなっちゃうので、それに同意するわけにはいかないと私は言っているんですよ。会議規則上、そうなっているでしょう。だから、20分延期させてくれろとか、10分延期させてくれろと言うんだったら分かるんですよそれは。

○議長（佐藤喜三郎君） 議会運営委員会を開催して、その結果を報告するまでの時間の延長をお願いしたいということなんです。このままだと月曜日は、一般質問ということになってますので、これをどうするかということ。皆さん全員今の遠藤議員の発言に賛成ですから、そのようにしたいわけですが、議運で次の報告をするまでの間、延長したいと思います。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） それではよろしく願いたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） そのことで暫時休議します。議会運営委員会を開催しますので、議運の皆さんは、議長室にお集まりください。 （午後4時44分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後5時28分）



○議長（佐藤喜三郎君）　ここで議会運営委員会の結果について、議会運営委員長から報告願います。石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河　清君）　それでは、私の方から議運を先ほど開きましたので、議会運営委員会で協議した結果、本日はこれをもって延会とし、平成２５年度の一般会計予算の質疑以降については、１１日の午前１０時から審議することに決定いたしましたので、以上、報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　おはかりいたします。

ただいま議会運営委員長から報告ありましたとおり、本日は議事日程の都合により、これにて延会とし、本日の残りは１１日の午前１０時から審議することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって、平成２５年度一般会計予算の質疑以降については、１１日の午前１０時から審議することに決定いたしました。



◎延会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君）　本日は、これをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

（午後５時３０分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 五十嵐 謙吉

同 署名議員 高野 善兵衛